

ソフトウェア・ユーザー証書

スーパーストリーム株式会社は、本証書記載のお客様に対して、お客様が下記の使用許諾製品を「**SuperStream**ソフトウェア使用許諾約款」及び本証書に定める条件と環境において使用する権利を許諾いたします。
なお、本証書は「**SuperStream**ソフトウェア使用許諾約款」とともに大切に保管願います。

【使用許諾製品】

No	製品名	バージョン	ユーザー数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
SSJ出荷日		有償保守開始日	

【使用許諾マシン(サーバー)】

サーバーマシン名	
OS	
設置場所	

【備考】

--

【お客様】

会社名	
住所	

【特約店】

会社名	
-----	--

【加盟店】

会社名	
-----	--

許諾者 東京都品川区東品川2-4-11
スーパーストリーム株式会社
代表取締役社長 高山 峰美

SuperStream ソフトウェア使用許諾約款

第 1 条 (本約款の目的)

本約款は、スーパーストリーム株式会社(以下「当社」といいます)が著作権を有するパッケージソフトウェア製品 **SuperStream** (以下「本件ソフトウェア」といいます) を購入し使用する者(以下「お客様」といいます)に対し、その使用を許諾する目的で、当社が当社の販売特約店またはその販売加盟店(以下「販売店」といいます)を通じて本件ソフトウェアをお客様に販売し、お客様が本件ソフトウェアを使用することについて、定めるものです。

第 2 条 (本約款の適用範囲)

本約款は、当社の販売店を通じて本件ソフトウェアを購入し使用するお客様と当社及び販売店との間の本件ソフトウェアに関する一切の關係に適用されます。
② 当社がお客様に対する本件ソフトウェアの使用許諾業務を円滑に実施するため、当社のホームページを利用しあるいは書面により通知する本件ソフトウェアの使用許諾に関する情報は、本約款の一部を構成するものとします。

第 3 条 (本約款の変更)

当社は、お客様の承諾を得ることなく、必要に応じて、いつでも本約款を変更することができるものとします。
② 本約款の変更は、お客様に通知された時に効力を生ずるものとします。

第 4 条 (使用許諾契約の成立)

お客様は、本約款に同意の上、販売店に対し本件ソフトウェアの購入を申し込みます。
② 当社は、お客様に対し本件ソフトウェアの使用権を許諾するに当たっては、お客様への製品納入と同時に、都度「ソフトウェア・ユーザー証書」(以下「ユーザー証書」といいます)を発行し、ユーザー証書に記載されている本件ソフトウェアの当社出荷日をもって、本件ソフトウェアの使用許諾契約が成立するものとします。
③ ユーザー証書には、お客様名、使用許諾製品名、バージョン、ユーザー数、使用許諾マシン、OS、設置場所その他必要事項を記載するものとします。
④ お客様が本件ソフトウェアをお客様のサーバーまたは端末にインストールする場合は、その画面上に表示された「**SuperStream** ソフトウェア使用許諾約款の定めるところに従い使用する」旨のボタンを押すことにより、本件ソフトウェアの使用が可能となります。なお、お客様が本約款に同意する旨のボタンを押さなかった場合は、本件ソフトウェアのインストールは中止され、お客様は、本件ソフトウェアを使用することができません。

第 5 条 (使用許諾)

当社は、ユーザー証書に記載の本件ソフトウェアの使用を、販売店を通じてお客様に許諾し、お客様は、本件ソフトウェアを日本国内において非独占的に使用する権利を有するものとします。
② お客様は、本件ソフトウェアをユーザー証書に記載の使用許諾マシン、設置場所及びユーザー数の下で、お客様の自社業務に限り使用することができます。但し、対象となる使用許諾マシンの範囲及びユーザー数の定義は、別途、当社が公表する資料において定めるものとします。
③ 前項の規定にかかわらず、お客様が本件ソフトウェアを 1 サーバーで使用する場合は、お客様の関連会社 10 社まではこれを包括管理して使用することができます。この場合、お客様は、その関連会社の社名、所在地及びその他の必要事項を書面で販売店に通知するものとし、販売店は、これを速やかに当社に通知するものとし、また、通知した事項に変更があった場合も同様とします。なお、お客様の関連会社とは、その関連会社の発行済株式総数のうち、お客様の保有する株式が 25%以上の会社とし、子会社を含むものとします。また、お客様がお客様の関連会社 11 社以上を包括管理して使用する場合は、別途当社が定める許諾契約を締結するものとします。但し **SuperStream-Planning** については、関連会社の包括管理は行えず、お客様は、自社業務に限り使用するものとします。
④ お客様がお客様の関連会社の端末に本件ソフトウェアをインストールしあるいはネットワークを通じて使用できる環境を提供する等の場合は、お客様の関連会社 3 社まではこれを使用することができます。また、お客様がお客様の関連会社 4 社以上の端末で本件ソフトウェアを使用する場合は、別途当社が定める許諾契約を締結するものとします。
⑤ お客様は、ユーザー証書に記載されている本件ソフトウェアの使用環境等を変更する場合は、事前に、販売店を通じて当社に届け出るものとします。
⑥ 本約款に基づきお客様が取得する権利は、本件ソフトウェアを使用する権利であり、当社が有する著作権等の知的財産権を取得するものではありません。

第 6 条 (禁止)

お客様は、本件ソフトウェアを第三者に譲渡、貸出、または再許諾しないものとします。
② お客様は、本件ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング及びソースコードの生成などをしないものとします。
③ お客様は、本件ソフトウェア、マニュアル及びこれらに付随する関連資料の複製をしないものとします。但し、本件ソフトウェアのバックアップの目的に限り、この複製物を 1 部作成することができます。
④ お客様は、本件ソフトウェアに表示された当社の著作権表示及び商標(社名、製品名、バージョン番号を含む)を変更または削除しないものとします。
⑤ お客様は、**SuperStream-connect** を使用する場合は、本件ソフトウェアとのシステム連携以外には、使用しないものとします。

第 7 条 (瑕疵担保責任)

当社は、保守契約期間中は、本件ソフトウェアを記録した媒体あるいはそのマニュアル等の印刷物に落丁などの欠陥を確認した場合は、これを無償で補修、補足または交換するものとします。
② 本件ソフトウェアのプログラムに瑕疵が発見された場合は、保守契約に従ってこれを補修するものとします。但し、当社が、この瑕疵の補修が不可能と判断した場合、または販売店及びお客様と協議の結果、この瑕疵が原因でお客様に重大な支障を来すと判断した場合は、当社は、お客様が支払っ

た本件ソフトウェアの使用料をお客様に返還して当該本件ソフトウェアの使用許諾契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、お客様及び販売店からの損害賠償請求を免れるものとします。

第 8 条 (使用料の支払)

本約款に基づき、販売店からお客様に提供された本件ソフトウェアの使用料は、お客様が販売店に支払うものとします。

第 9 条 (保守)

本件ソフトウェアの保守については、お客様は、別途、販売店との間で保守契約を締結するものとし、保守契約締結者である販売店が保守契約の内容に従ってお客様に対し保守を提供するものとします。なお、当該保守契約書は、当社の指定する契約内容を包含した書式を使用するものとします。また、保守契約は、お客様が当社より販売店を通じ使用許諾を受けている全ての製品について締結するものとします。
② 本件ソフトウェアについては、ユーザー証書に記載の「当社出荷日」の翌月 1 日から 1 年間は無償保守期間とし、この期間満了日の翌日を「有償保守開始日」とします。また、その後、ユーザー証書に記載の製品またはユーザー数に追加があり、使用許諾契約の変更・追加に関する契約が締結された場合は、その追加された製品またはユーザー数についてのみ、新たに無償保守期間が定められるものとします。
③ 前項の規定にかかわらず、本件ソフトウェアのうち、**SuperStream アダプタ for DataSpider** については、無償保守期間の設定がありませんので、「当社出荷日」の翌月 1 日から有償保守となります。

第 10 条 (機密保持)

当社及び販売店は、本件ソフトウェアの使用許諾に関連して知り得たお客様の個人情報を含む機密情報を、相手方の書面による事前の承諾が得られない限り、第三者に開示あるいは漏洩しないものとします。
② お客様は、当社の書面による事前の承諾が得られない限り、本件ソフトウェア、その複製物及びマニュアル並びにそれらの内容を含む一切の技術資料等を、第三者に開示あるいは漏洩しないものとします。
③ 本条の機密保持義務は、公知となった情報を除き、本約款の失効後も存続するものとします。

第 11 条 (有効期間)

本件ソフトウェアの使用許諾契約の有効期間は、ユーザー証書に記載されている本件ソフトウェアの当社出荷日から第 7 条第 2 項及び第 12 条第 1 項または第 2 項により本件ソフトウェアの使用許諾契約が終了する日までとします。

第 12 条 (契約の終了)

本件ソフトウェアの使用許諾契約の有効期間中であっても、お客様は第 8 条に定める使用料の支払完了後は、いつでも販売店及び当社に書面で通知することにより、本件ソフトウェアの使用許諾契約を解約することができます。但し、既に支払い済みの使用料は、お客様に返還されません。
② お客様が本約款に違反し、販売店または当社から相当の期間を定めて是正の催告をしたにもかかわらず、これが是正されなかった場合は、販売店または当社は、直ちに本件ソフトウェアの使用許諾契約を解除することができるものとします。
③ 本件ソフトウェアの使用許諾契約が終了し、お客様に本約款に基づく残債務があるときは、お客様は、直ちにその全債務を弁済しなければなりません。また、お客様は、当社出荷日以降に販売店より引渡しを受けた一切のものを販売店に返還し、かつその全ての複製物を破壊もしくは消滅させなければなりません。

第 13 条 (賠償責任)

当社及び販売店は、お客様が本件ソフトウェアを使用しあるいは使用できなかったことにより、お客様または第三者に生じた損害について一切責任を負いません。但し、本約款に関して、当社または販売店の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合は、当社または販売店は、通常生ずべき且つ直接的な損害に限り、当該損害発生の原因となった本件ソフトウェアの使用料の額を限度として、お客様に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

第 14 条 (使用状況の調査)

当社は、本件ソフトウェアの不正使用防止を目的として、販売店の協力を得て、お客様に対し本件ソフトウェアの使用状況について報告を求め、あるいは必要に応じて、当社の委任する第三者による調査を行うことができるものとします。

第 15 条 (管轄裁判所)

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第 16 条 (協議)

本約款に定めのない事項またはその解釈に疑義を生じた事項については、当事者間において信義誠実の原則に基づき協議の上解決するものとします。

以上